

新卒採用の皆様へ 【参考資料】

登録済証明書

氏名	三井 太郎	
登録番号	第 999999	号
登録年月日	令和3年3月26日	

上記のとおり 医 籍 に登録されたことを証明する。

令和3年3月26日

厚生労働省
医政局長



登録済証明書

氏名	三井 花子	
登録番号	第 7654321	号
登録年月日	令和3年4月15日	

上記のとおり 看護師籍 に登録されたことを証明する。

令和3年4月15日

厚生労働省
医政局長



(備考)

- この登録済証明書は、就職等諸手続の際、免許証が手元に届くまでの間、暫定的に使用するためのものであり、証明の有効期限は、証明日から2か月間である。
なお、この証明書は、再交付しないので取扱いについては十分注意すること。
- 免許証が手元に届いた際には、必ず就職先等へ呈示すること。
- 医師法の規定により、2年ごとの年末（次回は令和4年）における氏名、住所等の事項を翌年の1月15日までに、保健所を経由して厚生労働大臣に届け出なければならぬこととされているので留意すること。

(備考)

- この登録済証明書は、就職等諸手続の際、免許証が手元に届くまでの間、暫定的に使用するためのものであり、証明の有効期限は、証明日から2か月間である。
なお、この証明書は、再交付しないので取扱いについては十分注意すること。
- 免許証が手元に届いた際には、必ず就職先等へ呈示すること。

登録済証明書

貼り付け用のりしろ

国家試験合格後、保健所等で免許登録の手続きする際に、免状が届くまでの免許証の代替用となる「登録済証明書」を受け取る申請を、必ず行ってください。

※職種によっては、オンライン申請・発行される場合もあります。

入職後、証明書(原紙)は病院で保管いたしますので、お手許に届き次第、就任時オリエンテーションで配布予定の台紙に貼付し、速やかに総務人事課へご提出いただくよう、ご協力お願いいたします。

※オンライン申請・発行の方は印刷し、同じく台紙に貼付してご提出ください。

※ 登録済証明書は免状が届くまでの代わりになりますので、ご提出の前に、ご自身でも写しを保管するようお願いいたします。

- はがき(原紙)を横にし、太枠内に氏名、登録番号等が判るように貼り付けてください。
- 看護職やコメディカル職で、2種以上を登録した場合も、上下に貼り付けてください。その際は就任職種が上段にくるよう貼り付けていただきたく、ご協力ください。

氏名:

※以下、入職後記載

(所属部署:

/ 職員番号:

)